

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年2月12日

【会社名】 株式会社山陰合同銀行

【英訳名】 The San-in Godo Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 久保田 一朗

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 島根県松江市魚町10番地

【縦覧に供する場所】 株式会社山陰合同銀行鳥取営業部  
(鳥取市栄町402番地)  
株式会社山陰合同銀行東京支店  
(東京都中央区日本橋兜町15番6号)  
株式会社山陰合同銀行大阪支店  
(大阪市北区中之島2丁目3番33号)  
株式会社山陰合同銀行神戸支店  
(神戸市中央区京町70番)  
株式会社山陰合同銀行岡山支店  
(岡山市北区田町1丁目3番9号)  
株式会社山陰合同銀行広島支店  
(広島市中区立町1番22号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 東京支店、大阪支店、神戸支店、岡山支店、広島支店は金融商品取引法の規定による備置場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取 久保田 一郎 は、当行の平成24年10月1日から平成24年12月31日までの第110期第3四半期の四半期報告書に記載した事項が、全ての重要な点において、金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。